

長崎市介護支援専門員連絡協議会

会長 松尾 史江 様

長崎市福祉部高齢者すこやか支援課

課長 武分 和歌子

緊急通報システム事業にかかる連絡事項について（依頼）

残暑の候、貴職におかれましてますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本市の福祉保健行政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、令和 8 年 8 月 12 日付け「緊急時訪問介護事業の見直しにかかるお知らせとご協力をお願いについて（依頼）」において、事業の主な変更点のお知らせや利用者における申請手続きのご支援等についてお願いしたところです。

このたび、公営住宅にお住まいの利用者の機器設置にかかる許可関係の手続きについてお問い合わせを多数いただいていることから、次のとおりご連絡いたします。

つきましては、会員の皆さまへ広くご周知くださいますよう、お願いいたします。

【県営住宅の場合】

長崎県住宅供給公社から、本件における模様替届の提出は不要とのご回答をいただいておりますので、個別のお問い合わせや申請手続きは不要です。地域支援事業利用申請書裏面における「賃貸人（家主）より承認を得ている」のチェック欄にチェックを入れてご提出いただいて問題ありません。

【市営住宅の場合】

模様替等承認申請書を長崎市営住宅管理センターに提出し許可を得る必要があります。申請にあたっては、図面や写真等の資料が必要となりますので、緊急通報システム事業の受託業者（ALSOK 西九州（株））にご自宅の事前確認や資料作成を依頼してください。つきましては、次の連絡先へ連絡し事前確認の日程調整を行ってください。

連絡先：095-838-8201（ALSOK 西九州（株）長崎支社 池本 様）

受託業者からの案内に沿って申請手続きを行っていただき、許可がとれましたら、地域支援事業利用申請書のご提出をお願いいたします。

公営住宅にお住まいの方や、賃貸人（家主）からの承認を得るまでに時間を要する場合は、地域支援事業利用申請書の提出に関しましては、当初ご連絡しておりました期限（令和 8 年 9 月 4 日）を過ぎましても問題ございません。利用者様のご支援等に関しまして、何卒よろしくお願いいたします。

【問い合わせ】

長崎市役所福祉部高齢者すこやか支援課

担当：総務係 森 ☎ 8 2 9 - 1 1 4 6